

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	北海道立旭川高等看護学院 看護学科
設置者名	北海道

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
専門課程	看護学科	夜・通信	64 単位(新カリ) 49 単位(旧カリ)	9 単位	
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

ホームページ上に公表 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/akg/76360.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	北海道立旭川高等看護学院 看護学科
設置者名	北海道

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校関係者評価会議
役割	<p>学校関係者評価会議運営要領</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この会議は、学生、家族、実習施設等学校関係者が自己評価の結果を評価することを通じて、自己評価の客観性・透明性を高め、共通理解と連携協力により学院運営の改善に努めることを目的とする。</p> <p>(審議事項)</p> <p>第2条 会議は、次の各号の事項を審議するものとする。</p> <p>(1) 自己評価の結果の内容について</p> <p>(2) 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策について</p> <p>(3) 学院の重点目標や自己評価の評価項目等について</p> <p>(4) 学院運営の改善に向けた実際の取組について</p> <p>(5) その他、学校評価委員長からの諮問事項について</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 会議は、学院長が任命した次の学校関係者評価委員（以下、「評価委員」とする。）をもって構成する。</p> <p>(1) 学生の家族</p> <p>(2) 非常勤講師</p> <p>(3) 実習施設関係者</p> <p>(4) その他、学校評価委員長が必要と認める者</p> <p>2 評価委員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 会議は、学校評価委員長が招集し、1年に1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時会議を招集することができる。</p> <p>2 会議は、評価委員の出席が5名以上で成立する。</p> <p>(事務局)</p> <p>第5条 会議を円滑に運営するために、事務局を学校評価委員会内に置く。</p> <p>2 事務局は、評価委員の求めに応じて資料の作成・提供等を行う。</p> <p>3 事務局の庶務は、事務長が担当する。</p> <p>4 事務局の構成員は、教務主幹、教務主査及び事務長とする。</p> <p>5 会議の進行、総括は事務局が担当する。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
旭川医科大学非常勤講師	R5.6.19 ～R6.3.31	非常勤講師（看護学科）
北海道療育園職員	R5.6.19 ～R6.3.31	非常勤講師（助産学科）
旭川医科大学病院看護部長	R5.6.19 ～R6.3.31	実習施設関係者 （助産学科・看護学科）
市立旭川病院看護部長	R5.6.19 ～R6.3.31	実習施設関係者（看護学科）
旭川厚生病院看護部長	R5.6.19 ～R6.3.31	実習施設関係者（助産学科）
旭川圭泉会病院看護部長	R5.6.19 ～R6.3.31	実習施設関係者 （地域看護学科・看護学科）
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	北海道立旭川高等看護学院 看護学科
設置者名	北海道

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>各授業科目の目標に基づいて授業内容を抽出し、講師とともに授業内容を検討している。</p> <p>基礎分野については高等学校の指導要領等も参考に、既習の学修内容を専門分野の学修につなげるように留意している。専門分野においては実務経験のある教員から臨床実践能力の基礎となる知識・技術に加えて、実際に医療現場の実践を学ぶ内容を検討し、講義、演習、実習に取り入れている。</p> <p>学生の授業評価結果からも、学修方法等を検討し、次年度の授業計画に反映できるように取り組んでいる。</p> <p>学修の到達目標、授業内容と方法、評価方法及び評価基準を授業概要(シラバス)として年度当初に配布し、学生が学習活動に活用している。</p>	
授業計画書の公表方法	<p>ホームページに公表する。</p> <p>http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/akg/76360.html</p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>単位認定等に関する規程等は、入学時の学生生活のガイダンス資料内に記載し、オリエンテーションにより、学生が理解できるように配慮している。</p> <p>学生の出席状況、成績考査結果を試験前後に確認し、学修状況を把握している。</p> <p>学修状況と学年別到達目標に基づき、定期面談を年間3～4回程度実施し、学修に対する意欲及び学修課題を学生と共有し、学修支援につなげている。</p> <p>成績考査は、講義科目においては筆記試験及びレポートで、演習科目においては、演習評価基準を設定し到達状況の評価や技術試験によって実施している。実習科目は、実習評価基準を設定し、対象理解、看護過程の展開、学習者としての資質・態度を評価している。</p> <p>すべての成績考査の受験資格は、3分の2以上の出席を必要とする。科目成績評価は、100満点で60点以上を合格としている。成績考査の結果が不合格となった場合は、再試験・再実習の願い出により、再試験・再実習を行っている。</p> <p>年度末に成績評価結果に基づき、単位認定会議を開催し、単位認定を行っている。各学年終了時に、各講義(演習含む)・実習の評価結果一覧表を学生に渡し、単位修得状況を保護者にも通知している。</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

- 1 成績評価の仕方
科目ごとの評価の方法は異なり、詳細はシラバスに記載している。
- 2 GPA評価 (Grade Point Average)
当学院では、2020年度からGPA制度を導入する。
履修科目全体の成績評価の平均であるGPAにより、年度の評価として当該学科の順位を決定する。成績下位の者には必要時指導を行う。

成績点	100点～ 90点	89点～ 80点	79点～ 70点	69点～ 60点	59点以下
評語	S	A	B	C	F
GPA評点	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0
合否	合格	合格	合格	合格	不合格

GPAの計算方法

学年GPA = {(当該学年に評価を受けた授業科目のGP × その授業科目の単位数)の総和} ÷ 当該学年に評価を受けた授業科目の総単位数

累積GPA = {(入学時以後に成績評価を受けた授業科目のGP × その授業科目の単位数)の総和} ÷ 入学時以後に評価を受けた授業科目の総単位数

客観的な指標の算出方法の公表方法	総合授業科目平均点の分布状況をホームページに公表する。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/akg/76360.html
------------------	--

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

- 1 卒業認定に必要な要件
3年以上在籍し、教育課程として設定している97単位のすべてを認定されていること。
- 2 卒業認定は以下の手順による。
 - (1) 各科目の評価は、授業担当者が筆記試験、レポート評価、演習評価、実習評価などにより行う。
 - (2) 学院長、副学院長、事務長、当該学科の教務主幹、当該学科の教務主査及び講師が出席する単位認定会議において、評価結果をもとに単位を認定し、単位の修得状況を確認する。
 - (3) 卒業年度の2月に学院長、副学院長、事務長、当該学科の教務主幹、当該学科の教務主査及び講師が出席する卒業認定会議において、卒業要件を確認し卒業を認定する。

卒業の認定に関する方針の公表方法	ホームページにて公表する。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/akg/76360.html
------------------	--

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	北海道立旭川高等看護学院 看護学科
設置者名	北海道

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	
収支計算書又は損益計算書	
財産目録	
事業報告書	
監事による監査報告（書）	

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療関係		専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	(旧カリ) 97単位/3000時間	(旧カリ) 54単位/ 1415時間	(旧カリ) 19単位/ 520時間	(旧カリ) 23単位/ 1035時間	(旧カリ) 1単位/ 30時間	
		(新カリ) 104単位/3015時 間	(新カリ) 62単位/ 1530時間	(新カリ) 19単位/ 450時間	(新カリ) 23単位/ 1035時間	(新カリ)	
		(旧カリ) 97単位/3000時間 (新カリ) 104単位/3015時間					
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120人	72人	0人	10人	130人	140人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 現在の医療・看護の現状と卒業時に求められる臨床実践能力を検討し、講義、演習、実習を計画し、授業概要（シラバス）に授業内容と方法、目的・目標、評価方法、使用テキスト等を記載し、年度当初に学生に配布している。
成績評価の基準・方法
（概要） 1 成績評価の仕方 科目ごとの評価の方法は異なり、詳細はシラバスに記載している。 2 GPA評価（Grade Point Average） 当学院では、2020年度からGPA制度を導入する。 履修科目全体の成績評価の平均であるGPAにより、年度の評価として当該学科の順位を決定する。成績下位の者には必要時指導を行う。

成績点	100点～ 90点	89点～ 80点	79点～ 70点	69点～ 60点	59点以下
評語	S	A	B	C	F
G P 評点	4.0	3.0	2.0	1.0	0.0
合 否	合格	合格	合格	合格	不合格

G P A の計算方法
 学年G P A = { (当該学年に評価を受けた授業科目のG P × その授業科目の単位数) の総和 } ÷ 当該学年に評価を受けた授業科目の総単位数
 累積G P A = { (入学時以後に成績評価を受けた授業科目のG P × その授業科目の単位数) の総和 } ÷ 入学時以後に評価を受けた授業科目の総単位数

卒業・進級の認定基準
 (概要)
 進級の基準は、各学年で開講しているすべての科目の単位数が認定されていることである。各学年末に単位認定会議において、すべての単位数が認定されていることを確認し、進級を決定する。
 卒業認定基準である教育課程として設定している単位のすべてにおいて認定されていることを、卒業認定会議で確認し、卒業を認定する。

学修支援等
 (概要)
 学修成績や学修意欲を把握し、適宜、学生との面談や家族・保護者へ連絡を行い、情報共有できるように支援している。

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
36人 (100%)	4人 (11.1%)	32人 (88.9%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) 医療機関 (総合病院)			
(就職指導内容) 1 医療機関説明会を学院内で開催し、看護師の病院における活動状況を理解してもらうこと。 2 現在の看護師の就業状況を踏まえて、就業にあたっての目標や看護観を明らかにして就業活動に臨むこと。 3 インターンシップや病院見学においては社会人として責任ある態度で臨むこと。 4 労働環境や継続教育体制等の視点を明確に持ち情報収集すること。 5 看護師として北海道内または道北・道東方面で就業をすること。			
(主な学修成果 (資格・検定等)) 卒業時に得られる資格 ・看護師国家試験受験資格 ・保健師・助産師・養護教諭養成機関への受験資格			

<ul style="list-style-type: none"> ・ 専門士（医療専門課程）の称号 ・ 大学への編入資格
(備考) (任意記載事項)

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
83人	2人	2.4%
(中途退学の主な理由) 進路変更のため		
(中退防止・中退者支援のための取組) <ol style="list-style-type: none"> 1 個々の学生の学修状況を把握し、修得を支援する。 2 保護者と情報交換を行い、連携して学修環境の調整を図る。 3 学年ごとに個人面談を持ち、自己の成長の振り返りをはかり、学修意欲の継続を支援する。 		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科 1年	14,800円	219,600円	7,000円	損害保険料 (総合補償制度「Will」)
看護学科 2年	円	219,600円	7,000円	損害保険料 (総合補償制度「Will」)
看護学科 3年	円	219,600円	7,000円	損害保険料 (総合補償制度「Will」)
修学支援 (任意記載事項)				
北海道看護職員養成確保修学資金				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 毎年、「学校評価報告書」を作成し、関係部署に送付している。 学生に依頼する授業評価、教職員が行う学校運営評価は、毎年実施している。 学生には授業評価結果を年度末に公表している。 学校運営評価は、ホームページに公表する。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/akg/76360.html
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) <基本方針> 教育活動等の成果を検証し、学院運営の改善・発展を図ることを目的とする。 学院内規程として「学校評価に関する規程」、「学校評価委員会要領」、「自己評価委員会要領」、「学校運営評価実施手順」、「授業評価実施手順」、「学校関係者評価会議運営要領」を策定している。 ○ 学校関係者評価会議運営要領 (目的) 第1条 この会議は、学生、家族、実習施設等学校関係者が自己評価の結果を評価することを通じて、自己評価の客観性・透明性を高め、共通理解と連携協力により学院運営の改善に努めることを目的とする。 (審議事項) 第2条 会議は、次の各号の事項を審議するものとする。 (1) 自己評価の結果の内容について (2) 自己評価の結果を踏まえた今後の改善方策について (3) 学院の重点目標や自己評価の評価項目等について (4) 学院運営の改善に向けた実際の取組について (5) その他、学校評価委員長からの諮問事項について (組織) 第3条 会議は、学院長が任命した次の学校関係者評価委員 (以下、「評価委員」とする。)をもって構成する。 (1) 学生の家族 (2) 非常勤講師

(3) 実習施設関係者

(4) その他、学校評価委員長が必要と認める者

2 評価委員の任期は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第4条 会議は、学校評価委員長が招集し、1年に1回開催する。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時会議を招集することができる。

2 会議は、評価委員の出席が5名以上で成立する。

(事務局)

第5条 会議を円滑に運営するために、事務局を学校評価委員会内に置く。

2 事務局は、評価委員の求めに応じて資料の作成・提供等を行う。

3 事務局の庶務は、事務長が担当する。

4 事務局の構成員は、教務主幹、教務主査及び事務長とする。

5 会議の進行、総括は事務局が担当する。

<実施方法>

学校関係者評価会議運営要領に基づき、令和2年度から年1回開催している。

令和4年度の学校関係者評価会議は、令和4年7月1日開催。

令和5年度の学校関係者評価会議は、令和5年6月29日開催。

<学校関係者評価委員の任命>

学校関係者評価委員 6名

<自己評価の項目>

I 教育理念・教育目的

法的整合性と独自性、教育理念・教育目的の意義と周知、学習・教育観と学生観、教育理念・教育目的の評価

II 教育目標

教育理念・教育目的との一貫性、目標内容の側面と到達レベルの側面、設定意図とその明確性・実現可能性、教育目標の評価、継続教育との関連

III 教育課程経営

教育課程経営者の活動、教育課程編成の考え方とその具体的な構成、科目・単元構成、教育計画、教育課程評価の体系、教員の教育・研究活動の充実、学生の看護実践体験の保障

IV 教授・学習・評価過程

授業内容と教育課程との一貫性、看護学としての妥当性、授業内容間の関連と発展、授業の展開過程、目標達成の評価とフィードバック、学習への動機付けと支援

V 経営・管理過程

設置者の意思・指針、組織体制、財政基盤、施設設備の整備、学生生活の支援、危機管理体制、養成所に関する情報提供、養成所の運営計画、自己点検・自己評価体制

VI 入学

受験者の確保、入学者の選抜の考え方と教育理念・教育目的との一貫性、選抜方法の妥当性

VII 卒業・就業・進学

卒業時の看護実践能力および卒業後の活動状況の評価

VIII 地域社会/国際交流

地域社会と交流するための体制、国際交流のための体制

IX 研究 教員の研究活動の保証と評価		
<評価結果の活用等> 学校関係者評価会議における委員から得た意見、評価について、運営会議等で話し合い、具体的に改善する。		
学校関係者評価の委員		
所 属	任 期	種 別
旭川医科大学非常勤講師	R5.6.19 ～R6.3.31	非常勤講師（看護学科）
北海道療育園職員	R5.6.19 ～R6.3.31	非常勤講師（助産学科）
旭川医科大学病院看護部長	R5.6.19 ～R6.3.31	実習施設関係者 （助産学科・看護学科）
市立旭川病院看護部長	R5.6.19 ～R6.3.31	実習施設関係者（看護学科）
旭川厚生病院看護部長	R5.6.19 ～R6.3.31	実習施設関係者（助産学科）
旭川圭泉会病院看護部長	R5.6.19 ～R6.3.31	実習施設関係者 （地域看護学科・看護学科）
学校関係者評価結果の公表方法		
（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページにて公表する。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/akg/76360.html		
第三者による学校評価（任意記載事項）		

c) 当該学校に係る情報

（ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法） ホームページにて公表する。 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/akg
